

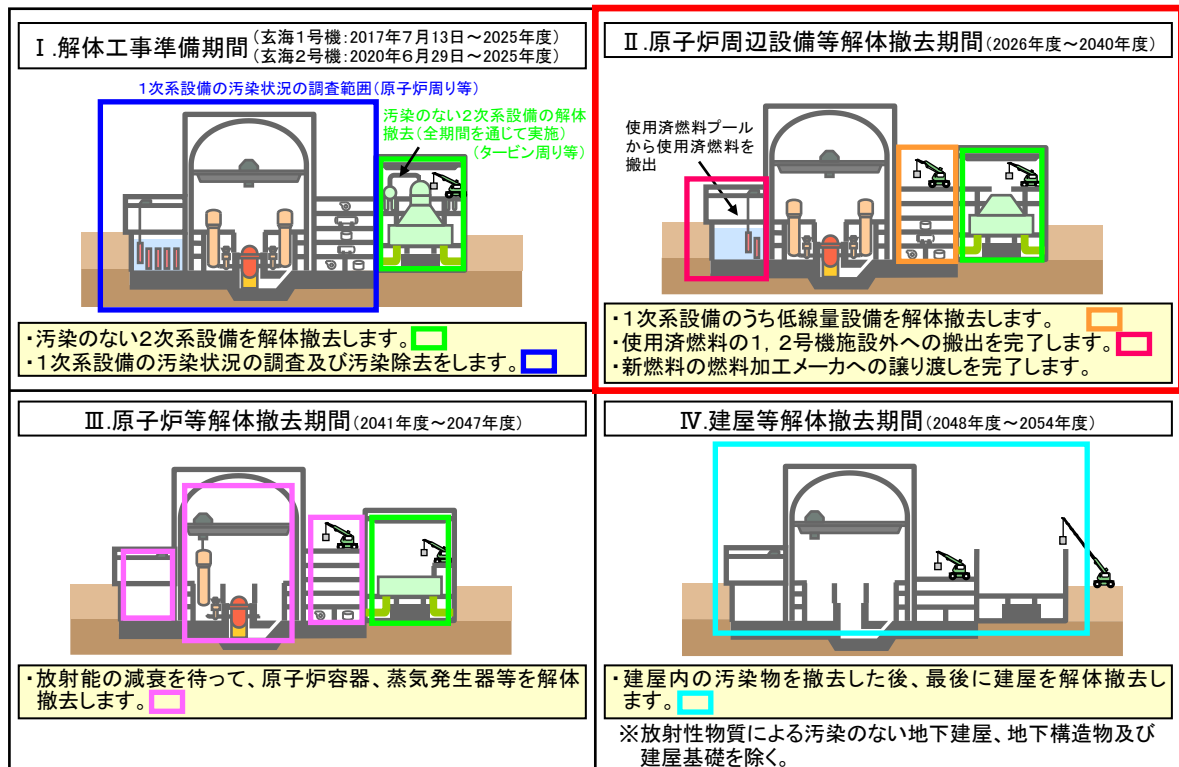
玄海 1, 2号機 廃止措置計画更新の概要

玄海 1, 2号機は、第 1 段階（解体工事準備期間）にて実施する汚染状況の調査結果等を踏まえ、第 2 段階（原子炉周辺設備等解体撤去期間）で実施する具体的な作業内容等を定めることとしていました。

2026 年度から第 2 段階に移行するにあたり、これまでに実施した汚染状況の調査結果等を踏まえ、第 2 段階で実施する 1 次系設備のうち低線量設備の解体撤去作業の計画を具体化し、2025 年 1 月 29 日に廃止措置計画変更認可申請を行い、2026 年 1 月 8 日に原子力規制委員会に認可をいただきました。

1. 変更認可範囲

変更認可範囲（第 2 段階）



2. 廃止措置計画変更認可の主な内容

(1) 「1 次系設備のうち低線量設備」の解体撤去作業の具体的な内容を記載

放射線管理区域内における 1 次系設備のうち低線量設備（原子炉補機冷却水ポンプ等）の解体撤去に着手するため、これまでに実施した汚染状況の調査結果を踏まえ、解体方法、解体物の管理方法、放射性廃棄物の処理方法等について、具体的な内容を記載しました。あわせて、放射性固体廃棄物の推定発生量を見直しました。

(2) 性能維持施設の変更

廃止措置の進捗により、維持管理する必要がなくなった以下の設備について、性能維持施設から除外しました。

- ・燃料取替用水タンク（1, 2 号機）
- ・補助蒸気復水モニタ（1 号機のみ）

3. その他

2041 年度からの第3段階（原子炉等解体撤去期間）以降に実施する具体的な作業内容等については、第3段階に入るまでに詳細を定め、計画に反映します。

（参考1）放射性固体廃棄物の推定発生量

（単位：t）

| 放射能レベル区分 | | 推定発生量 | | | |
|----------------------------------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 1号機 | | 2号機 | |
| | | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 |
| 低レベル放射性廃棄物 | 放射能レベルの比較的高いもの（L1） | 約 100 | 約 60 | 約 90 | 約 60 |
| | 放射能レベルの比較的低いもの（L2） | 約 800 | 約 220 | 約 800 | 約 400 |
| | 放射能レベルの極めて低いもの（L3） | 約 1,990 | 約 5,840 | 約 2,040 | 約 6,690 |
| 放射性物質として扱う必要のないもの（CL） | | 約 3,920 | 約 4,370 | 約 3,990 | 約 4,060 |
| 放射性廃棄物でない廃棄物（NR）及び管理区域外から発生する廃棄物 | | 約 184,000 | 約 168,000 | 約 186,000 | 約 201,000 |

（参考2）用語の説明

- ・ 低線量設備

1次系の主要設備（原子炉容器、蒸気発生器等）以外の、放射能が低い1次系設備

- ・ 性能維持施設

周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばくの抑制又は低減の観点から、廃止措置期間中に性能を維持すべき施設

- ・ 原子炉補機冷却水ポンプ

放射線管理区域内に設置する機器等を冷却するための水を供給するためのポンプ

- ・ 燃料取替用水タンク

使用済燃料プールの温度が上昇した場合に、水を補給するための水源のひとつ。1, 2号機の使用済燃料は十分に冷却されたため、使用済燃料プールの冷却は不要

- ・ 補助蒸気復水モニタ

放射線管理区域内の機器の熱源として使用した蒸気を、冷却・凝縮させ水に戻した「復水」の放射線の量を測定するモニタ。1号機は廃止措置の進捗により放射線管理区域内の蒸気の使用は不要

以上